

令和 7 年度公益法人への社会貢献広報事業助成方針について

令和 6 年 7 月 30 日改正

令和 7 年度に一般財団法人日本宝くじ協会(以下「日宝協」という。)が公益法人に対して助成金を交付して行う宝くじの社会貢献広報事業について、助成事業に対する監督体制を整備し、社会貢献広報事業の適正な執行管理を行うため、社会貢献広報事業助成方針を定める。

1 公益法人による社会貢献広報

- 公益性の高い事業による社会貢献広報を通じて、宝くじが国民生活に役立てられていることを P R する。
- 広域的に活動している公益法人が行う公益事業に助成することにより、発売団体の枠を超えて宝くじの公益性を P R する。

2 公益性及び広報効果の考え方

(1) 公益性

多数の国民を対象に、直接的に、国民福祉の向上に役立つ事業であり、P R することにより効果的に宝くじのイメージアップを図ることができる。

(2) 広報効果

多数の一般国民が、日常生活の中で普通に、数多く目にすることにより、宝くじの公益性に関する理解が深まる。

3 対象分野

- 社会福祉、社会教育・青少年育成及び安全安心等、宝くじの公益性について国民の理解が得られる幅広い分野を対象とする。
- その他重点政策課題や緊急性の高い事業等について必要に応じて全国協議会において決定する。

4 対象法人

- 広域的または公益的な活動を行うとともに、事業概要・役員

構成・財政状況等についてHP等で公表している透明性の高い法人とする。ただし、従前は必要としていた各省庁の副申は必要としない。

- 退職した国家公務員の理事総数に占める割合が1／3以下であること。
- 宝くじ資金の複雑な流れを単純化するため、宝くじ資金を財源として分担金を出している公益法人は助成対象外とする。

5 助成に当たっての留意点

- 全国協議会は、宝くじ助成としての仕様の統一と適切な表示基準を設定し、法人の確実な実施を確保する。
- 適切な費用を見定めるため、種別毎に標準単価上限を設定し、超える部分は法人の経費とする。

6 申請・完了報告

- 申請時には社会貢献広報の観点から効果・目標を申請書に添付する。
- 完了報告時には法人による検証を行い、その結果を報告書に添付する。

7 選定基準

- 助成事業の選定について基準を別途作成する。

8 助成事業の決定

- 日宝協は、全国協議会で策定した助成方針・選定基準に基づいて審査・決定し、その結果を全国協議会に報告する。
- 全国協議会は、日宝協から提出された審査結果についてチェックする。
- 日宝協は、全国協議会のチェック結果を踏まえて助成事業を決定する。

9 効果検証

- 日宝協は、公益法人より社会貢献広報事業についての実施結

果報告を受けた後、自ら検証し、法人の実施結果とあわせて全国協議会に報告する。

- 全国協議会は、日宝協の検証結果等をチェックし、その結果を翌年度の社会貢献広報事業に反映させる。

10 全国協議会におけるチェック体制の整備

- 日宝協による審査結果及び検証結果のチェックにおいては、全国協議会にP Tを設置して行う。
- 審査結果のチェックに当たっては、第三者から意見を聞くこととする。

11 情報公開

- 全国協議会は、社会貢献広報事業助成方針・選定基準を公表するとともに、社会貢献広報事業実施後の検証結果についても公表し、公益法人助成の透明性を図る。また、社会貢献広報事業について、全国協議会のHP等で紹介することにより全国的なPRに努める。
- 日宝協は、自らのHP等において社会貢献広報事業の助成先法人、助成事業、事業実施結果等を積極的に公表する。
- 日宝協から助成を受けた公益法人は、自らのHP等において、社会貢献広報事業のPRに努める。

12 その他

- 本助成方針については令和7年度の助成事業を対象としており、令和8年度以降の社会貢献広報事業助成方針は別途定めることとする。